

2011年度

埼玉県への政策制度要請

8分野 39項目

I. 総合経済・産業政策

1. 労働者の雇用安定、適正な賃金水準、労働条件の維持、生活の確保と公共サービスの質的向上をはかるため、以下の施策を講ずること。

(1) 労働法遵守を参加条件とする総合評価入札制度を導入すること。

特に、過去1年間における労働基準法等違反企業や不当労働行為企業を契約から排除すること。

(2) 安さを追求する競争入札から、公共サービスの質の向上や自治体政策実現に資する入札に向け、公正労働、雇用継続、障害者雇用、男女平等参画、環境、人権等を総合評価する公契約条例を制定すること。

<要請の根拠>

自治体には、環境や福祉、男女平等参画、公正労働基準などの社会的価値の実現をはかる責務があり、このような政策を実現する上で、公契約入札を希望する企業にも、社会的価値の実現に向けた取り組みを求めることが必要である。

公共事業の低価格入札は、従事する労働者の賃金低下を招いており、従来の「価格入札」から社会的価値の実現をはかるための「政策入札」に転換していくことが急務である。

そのためには、総合評価入札制度の導入と自治体がどのような社会的価値を追求するのかを条例で宣言することが必要であり、さらには自治体の責任だけでなく、事業者の責務を明記し、自治体契約における入札手段をつうじて、社会的価値の実現を追求することを宣言する公契約条例が必要である。

2. ものづくり現場への就業意識を高めるため、工業高校において以下の施策を講ずること。

(1) インターンシップ制度の全校導入と制度の充実をはかること。

(2) 産業界の技術者等の外部講師を積極的に活用する等、理論に偏らない実践カリキュラムの充実をはかること。

(3) 協力する企業・団体に対し奨励金などの支援策を講ずること。

<要請の根拠>

我が国の産業は、知識と経験に裏打ちされた技術、技能、運用ノウハウなどが競争力の源泉であり、これらを担う人材の確保・育成は急務である。

産業自体の持続性、安定性を鑑みれば、ものづくりを実感できる初等・中等・高等教育の実施が必要であり、子どもたちが高度熟練技術・技術者と接することにより、ものづくりへの憧れも生まれてくる。

3. 社会人として必要とされるコミュニケーションに係わる能力が、子どもたちに身に付くように、学校教育において取り組むこと。

<要請の根拠>

平成 23 年度版労働経済の分析によると、企業が新規学卒者の採用にあたり、最も重視することとして、「コミュニケーション能力が高いこと」をあげている。

また、企業は若手人材育成に向けた学校の役割として、「自ら考える力を修得させること」、「自分の意見を明確に表現できるようにすること」、「相手の話しを良く聞き理解できるようにすること」をあげており、いわゆるコミュニケーションに係わる能力が身に付くことを期待している。

企業が求める人材を学校教育において育成することは、厳しい雇用情勢下において重要である。

II. 雇用労働政策

1. 将来の安定雇用を目指し、若年者の雇用・就職支援である高校生のインターンシップ制度の充実に向けて、以下の対策を講ずること。

(1) 職種の拡大と期間の延長を実施すること。

(2) インターンシップ制度受け入れに協力する企業に対して奨励金などの支援策を実施すること。

<要請の根拠>

平成 21 年度県内の公立高校では 160 校中 100 校がインターンシップを実施している。インターンシップ制度は高校生の望ましい勤労観・職業観を育成し、学習意欲や職業に対する理解、コミュニケーション能力を向上させる上で、極めて高い教育効果をもつものとする。参加する高校生も普通科を含めて増やしていく必要がある。しかしながら、実施に向けては企業の協力が必要であり安全面などの課題もあることから現状は長くて 1 週間と短期でのインターンシップとなっている。中小企業や製造業などにも広く協力を呼びかけ、さまざまな職種を体験できることが、高校生の将来を考える上で重要であり、サービス業や小売業を中心としたインターンシップから職種を増やすことが必要である。

また、インターンシップ制度に対して受け入れ協力する企業に対して奨励金などの支援策も必要である。

2. 障がい者の雇用支援として以下の施策を講ずること。

(1) 県や外郭団体も事業主として、障がいのある人の雇用をより進めるために、在宅勤務での雇用をはかること。

(2) 在宅勤務できる企業の誘致や開拓を行い、在宅勤務の斡旋をおこなうこと。

<要請の根拠>

障がい者にとって通勤する負荷は過大なものであり、在宅勤務という新しい形での働き方は、とても働きやすい勤務形態である。障がいのある人がその適性と能力に応じて可能な限り雇用の場に就き、社会参加を一層進めていく必要がある。県の業務でも在宅勤務対応可能な仕事があることから、率先

して在宅勤務での雇用をはかることで、障がいのある方の雇用について、企業はもとより県民の理解がさらに深まるものとする。また、在宅勤務できる可能性のある企業に対しては個別に開拓や依頼を行い、就業支援の観点からも在宅勤務の斡旋が必要である。

3. 中小企業の雇用対策として、県内のさまざまな特徴をもった中小企業を就職希望者に対して、わかりやすくPRすること。

＜要請の根拠＞

県内の97%以上が中小企業であり、多くの勤労者の受け皿となっている。各企業は人材を募集するにあたり大手企業のように宣伝広報などに多額のお金をかけることは難しく地域での募集などが多い。県内にもさまざまな企業があり地域に貢献している企業も多くある。埼玉県内で働きたい人も多く、県が力を入れてわかりやすくPRすることで中小企業をはじめとする県内企業の活性化につなげていく必要がある。

4. 求職者および就職困難者に対する就労支援策として、県の事業による仕事の確保と創出で生活を支援する制度と、将来にわたる就労を目的とした訓練制度を一体化させた、「公的訓練・就労制度」を創設すること。

＜要請の根拠＞

県が重点政策としている「川と緑の再生事業」や耕作放棄地の活用、森林や河川の保全・整備等の、県がおこなう公的な仕事に就労させるとともに、これらの就労に関する職業訓練を同時に進める。このように、未就職者が将来の就職につながる職業訓練と生活支援とを同時におこなう制度を創設し、更なる雇用創出と就労支援を強化していくことが必要である。

Ⅲ. 福祉・社会保障政策

1. 県内の何処に居住していても安心して受けられる「医療・看護」体制の整備をはかること。特に救急医療と周産期（妊娠22週から出生後7日未満）医療の充実をはかること。

＜要請の根拠＞

埼玉県は全国でもっとも早いペースで高齢化が進むことが予測されている。高齢者数の増加は必要とする医療サービスの需要増加となることは明らかである。そのためにも県内医療サービスの供給体制を整備する必要がある。

救急医療については、2010年度救急搬送で3回以上受け入れを拒否されたケースが約1万6千件、前年度比でも増加傾向にある。また、他県の事例であるが、救急車で搬送される妊婦の受け入れ拒否により死亡事故もおきている。このような搬送に時間がかかり事態が悪化するようなことがあってはならない。

県民の安心・安全のためにも救急医療および周産期医療体制の充実をはかる必要がある。また、現在、新都心に計画されている「高度救命救急センター」と「総合周産期母子医療センター」の早期立ち上げはもとより、県内何処に居住しても安心できる医療体制の充実が求められている。

2. 救急医療等で働く医師・看護師・コメディカル（医師・看護師以外の医療従事者）および介護現場で働く者の労働条件を充実すること。

＜要請の根拠＞

厚生労働省調査によると全国で2.4万人の医師不足が確認されており、埼玉県の医師数については、9,954人と10年間で2,228人増加してはいるが、人口10万人当たりの常勤換算医師数は103.5人（2009年）と全国最下位である。

介護職員数についても134.3万人（2009年）と年々増加傾向にはあるが、社会保障国民会議が行ったシミュレーションによると「団塊の世代」が75歳以上になる2025年には約250万程度の介護職員が必要になるとされている。

また、介護職員の離職率は20%弱と比較的高い数値を示している。賃金についても単純な比較はできないが、介護職員の賃金水準は産業全体と比較して低い傾向にある。

このように医療を担う医師や看護師などの不足は深刻な課題であり、救急医療など厳しい現場や介護現場などで働く労働者に見合う労働条件と処遇の改善が必要である。

3. 自殺の原因となっている様々な社会的要因に的確に対応できる相談体制等の充実と、自殺のサインを早期に気付くことが出来る地域・職場・教育の場等における「ゲートキーパー」の養成に積極的に取り組むこと。

＜要請の根拠＞

人の命は何ものにも代え難く、また、自殺は本人にとってこの上ない悲劇であるだけでなく、家族や周りの人々に大きな悲しみと生活上の困難をもたらし、社会全体にとっても大きな損失である。現実に未だ13年連続3万人を超える自殺者がいることを鑑みると、現状の相談体制に甘んじることなく、あらゆる場所に、幅広い相談体制が充実している必要がある。

また、自殺の危険性の高い人の早期発見・早期対応をはかるために当事者に身近に接することのできる地域・職場・教育の場等における「ゲートキーパー」の養成が必要である。

IV. 交通政策

1. 自動二輪車駐車場の整備促進に向けて以下の施策を講ずること。

（1）県庁および各公共施設においても自動二輪車専用の駐車場を設置すること。

(2) 既存の公共自動車駐車場および公共の自転車駐車場への二輪車駐車場枠の設置など必要な条例の整備をはかること。

(3) 新設または改築される駐車場への二輪車駐車場枠設置の義務付けなど必要な条例の整備をはかること。

<要請の根拠>

「安全な交通環境整備」の観点においても、二輪車駐車場整備に向けた取り組みは「二輪車ユーザーの利便性向上」のみならず、「歩行者の安全確保」、更には渋滞原因の1つである「路上駐車（迷惑駐車）を減らす目的」からも、近年、特に注力すべき政策であると考えている。

しかしながら、2006年の道路交通法改正による違法駐車取締りの強化により、市街地を中心に慢性的な二輪車用駐車場の不足が顕在化し、日本全体では二輪車駐車違反件数が激増（埼玉県：2010年上半期全国ワースト5位）した結果、ユーザーの「二輪車離れ」の状況にもなっている。

多くのユーザーは気軽に利用できる駐車場を望んでおり、自転車駐車場における自動二輪車の受入れを積極的に推進しようとしている国土交通省都市・地域整備局の取り組み（平成22年4月20日に発出された国都街発第6号）を支持するが、まずは率先して県庁の中に二輪車用駐車場を設置した上で、県・市町村における各公共施設にも二輪車用駐車場を確保・整備促進するように指導すること。また、四輪用駐車場に二輪車が駐車してよい場合は、その旨の表記をする必要があると考える。

なお、自転車駐車場における自動二輪車の受け入れにあたっては、安全上の問題から自転車とは区別した駐車枠の設置が不可欠である。

2. 自転車をより安全に利用するため、平成21年7月1日から一部改正された埼玉県道路交通法施行細則について誰もが理解しやすいハンドブック等を作成・配布し、積極的な道路交通法の周知徹底をはかること。

<要請の根拠>

埼玉県においても自転車の利用率は学生を中心に高いと見られるが、近年は健康志向や環境負担を考慮した勤労者による通勤も増えている。事故を未然に防ぐ観点からも交通ルールの周知徹底は不可欠である。さらに埼玉県では平成21年7月1日より埼玉県道路交通法施行細則の一部が改正され、「携帯電話を操作しての運転およびヘッドホンの使用などの周囲の音が十分聞こえなくなるような状態での運転が禁止された」にも関わらず、未だに携帯電話やヘッドホン等を使用しながらの自転車利用が散見されている。

また、自動点灯式ライト付自転車も増えてはいるが、夜間無灯火の利用が多分に見受けられる。これらは、県民に対するPR不足により、ルールを知らないことに起因するとみられることから、わかりやすいハンドブック等を作成・配布するなど、より多くの県民に対して積極的な周知・啓発活動が必要である。

V. エネルギー・環境・防災政策

1. 県民の安全と安心に向けて、大規模災害時には以下の災害情報の提供を徹底すること。

(1) 交通機関の運行状況等を含めた被災状況や避難情報は、各市町村と連携し防災行政無線を活用すること。

(2) 埼玉県防災メールのみならず、インターネット媒体を活用した情報提供を開始すること。

<要請の根拠>

(1) 3月11日の地震で発生直後から情報不足が明らかになった。例えば電車の運行状況は駅に行かないとわからない。帰宅困難者受け入れ施設を知らない。など、避難方法などの情報入手ができなかった。

駅前など1箇所に滞留しパニックを回避する上でも、広域に情報を流せる防災行政無線の活用が求められている。

(2) 東日本大震災では、Eメールのように情報の受信を待つ方式だけではなく、簡単にアクセスできるWEBサイトが機能した。県民自らが情報を取りに行ける掲示板的なシステムの構築が求められている。なお、回線のビジーを避けるためにも、アクセス先を被災地域から遠方に変更し開設できること(ミラーサーバーの設置等)も視野に入れて検討されたい。

2. 災害時要援護者の避難支援対策について、全市町村における個別計画策定を早期に完全実施すること。

<要請の根拠>

消防庁の調査では平成23年4月1日時点で「調査団体(1,644団体)のうち76.8%(1,262団体)が策定済となっており、平成23年度末までに策定を予定している349団体を合わせると98.0%(1,611団体)」となっている。

※宮城県及び福島県内の全市町村並びに岩手県内の9市町村を、今回は調査対象外としています。

しかし、埼玉県においては1自治体が平成24年度以降に全体計画を策定と回答しており、個別計画の策定状況では「未着手は9自治体(14.1%)と前回調査と比較し減少しているが、策定途中が45自治体(70.3%)と他県と比較し高い」ため、早期の完全実施を求める。

3. 災害時の交通を確保すること。

(1) 公共交通機関および救援物資輸送用の燃料を確保すること。

(2) 埼玉県内が被災した場合においては、救援物資を輸送してきた車両に対して給油できる対策を講ずること。

(3) 停電時および停電復旧時の信号機の点滅機能など、信号機の機能停止および回復時の事故防止対策を講ずること。

<要請の根拠>

(1) 東日本大震災では、石油コンビナート事故も含め、燃料不足に陥った。

直接大きな被害を受けていないにもかかわらず、埼玉県内では路線バスなどの公共交通機関すら燃料の確保ができなかった。緊急の救援物資輸送用を含めて、災害時の燃料確保について制度化されたい。

(2) 今回、救援物資の輸送車両は、燃料不足により帰路を心配しながら走行していた。県内が被災した場合、円滑な救援物資受け入れのためにも、救援車両の燃料確保は被災地として今後の課題と考える。

(3) 信号機については急な停電により突然消灯し、復旧時には突然点灯して二次災害の危険性がある。歩行者保護も含め、非常電源や信号表示方法などについて改善が求められている。

4. 自然エネルギーの推進については、地域・一般家庭へのオフグリッド太陽光発電システムも推奨すること。

<要請の根拠>

計画停電時に、各家庭の門にある郵便ポストが点灯している住宅地（滑川町）があった。太陽光発電を取り入れ、災害に強い街づくりをおこなう必要がある。防犯の観点からも停電時などの対応として、玄関灯や公共の街路灯などについても、交流 100V 電源にこだわらない直流 12V のオフグリッド太陽光発電を取り入れるべきである。

直流 12V 電源は高性能蓄電池や各種機器が充実しており、簡易発電として注目されている。

※オフグリッド：独立型・ライフライン網から外れた形態

VI. 教育・子育て政策

1. 教職員が生徒と向き合う時間を確保し、きめ細かい教育を実施するために、以下の施策を講じ、教職員の多忙解消・負担軽減を促進すること。

(1) いじめ・暴力行為・不登校等を防止するため、すべての公立中学校に専属のスクールカウンセラーを重点配置し、教育相談体制の充実をはかること。

(2) 教育と福祉等の知識や経験豊富なスクールソーシャルワーカーを全市町村単位の配置すること。

<要請の根拠>

教育局内では数年前に「学校における多忙化解消検討委員会」を設置し学校の負担軽減を、そして昨年は「学校における負担軽減検討委員会」を設置し教職員の多忙感解消方策を検討中とのことだが、いわゆる学校の「現場」では、児童生徒の学習を支援するためのより一層の環境整備が重要である。

そこで学校内で働く教員や職員・スクールカウンセラー・ソーシャルワーカー等、全ての学校のスタッフについて充実した人員体制を目指し、お互いに連携をはかることで教職員の多忙解消・負担軽減を促進し、児童生徒をしっかりと見てあげられる体制づくりが必要である。

2. 県内全域で「子育て力」のレベルアップをはかり、地域全体で子育てを支援する社会を目指し、以下の施策を講ずること。

(1) 早期に全ての市町村が「地域子育て応援タウン」の要件を満たし、認定されるように各市町村に働きかけること。

(2) 「地域子育て応援タウン」の内容や認定について広く県民に周知し、子育てに参画する機会を提供すること。

＜要請の根拠＞

少子高齢化、核家族化が進むなか、子育て中の保護者に対する支援や子どもの健全な育成のため、県内全ての市町村において適切な子育て支援サービスを提供できる「地域子育て応援タウン」の認定を推進することが重要である。「地域子育て応援タウン」は下記の3つの要件を満たす市町村が認定される。

＜3つの要件＞

1. 子育てに関する総合支援窓口を設置していること。

2. 地域子育て支援センターなど、地域における子育て支援拠点をおおむね中学校区に1か所程度設置していること。

3. 市町村子育て支援ネットワークを設置していること。

さらに、この子育て応援タウンの事を住民に広く周知していく事により、行政からの子育て支援だけでなく、多くの地域住民がその地域の子どもの子育てに参画できるような体制づくりが必要である。

VII. 人権・男女平等政策

1. 男女共同参画社会の実現に向け、県の審議会等において以下の施策を講ずること。

(1) 女性の委員のいない審議会を早期になくすこと。

(2) 審議会の女性の委員の割合を早期に平均40%以上にすること。

＜要請の根拠＞

将来にわたり持続可能で、多様性に富んだ活力ある経済社会を構築するためには多様な人材の活用、多様な視点の導入、新たな発想の取り入れ等の観点から、女性の参画をあらゆる分野において進めていくことが必要である。

国では、2020年までに社会のあらゆる分野における指導的地位の女性が30%になるよう、管理職等への女性の登用などについて取り組みを進めており、国の審議会等の女性委員の割合は32.4%（平成20年9月）、埼玉県では35.9%（平成23年4月）となっている。しかしながら、審議会等によっては、女性の委員が極めて低い割合の審議会（埼玉県防災会議）や、女性の委員がいない審議会（埼玉県水防協議会）もあることから、女性の委員のいない審議会を早期になくしていくとともに、県が目標とする平均40%以上を早期に実現すること。

2. 子宮頸がん予防ワクチンの接種を継続推進するために以下の施策を講ずること。

- (1) 県内の何処に居住していても子宮頸がん予防ワクチンを無料で接種できるよう費用の助成をおこなうこと。
- (2) 子宮頸がんの原因・予防に関して、全市町村および県民へ情報提供をおこなうこと。
- (3) 国に、子宮頸がん予防ワクチン接種に係る費用を助成する制度を確立し事業の継続を求めること。

<要請の根拠>

- (1) 子宮頸がんは、日本の20歳代の女性では乳がんを抜いて、発生率が一番高いがんであり、1年間に15,000人以上の女性が発症し、約3,500人が命を落としている。その原因は、HPV（ヒトパピローマウイルス）の感染によるもので、ワクチンで予防できる唯一のがんである。

HPVは性交渉で感染するため、10歳代の女性がワクチン接種に最も効果的であり、対象となっている。ワクチン接種は3回必要とされており、助成制度がない場合は4万円～6万円全額が自己負担となることから、公的助成が不可欠である。日本でも子宮頸がんを予防するワクチンの接種は2009年9月に認可され、2010年より対象年齢を限定し公費助成で接種が始まっている。しかしながら、公費助成は市町村によって制度に差があることから、県内何処に居住していても無料接種できることが望まれる。

【ワクチン接種の費用負担状況】2010.9現在

志木市（無料）、北本市（一部負担）、鴻巣市（無料）、三郷市（無料）、川越市（一部負担）、寄居町（無料）、ときがわ町（無料）、鳩山町（無料）

- (2) リプロダクティブ・ヘルス/ライツ※の概念を踏まえ、女性の生涯を通じた健康支援をおこなうために、子宮頸がんの原因・予防に関する普及啓発並びに、情報提供をおこなうこと。

※1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っている。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。

- (3) 世界100か国以上でこのワクチンが承認され、先進国26か国で公費によるワクチン接種が行われている。このワクチンにより国民の健康づくりが推進され、子宮頸がんによる死亡者の減少をはかることができることから、国に対して、子宮頸がん予防ワクチン接種に係る費用を助成する制度の確立と、事業の継続を求めること。

3. 高齢者の孤独死の防止にむけて、単身高齢者世帯の実態を把握し、単身高齢者を一人にしない地域でのネットワークを構築すること。

<要請の根拠>

埼玉県は核家族世帯の割合が64.4%と全国の57.9%より6.5ポイント高く、全国2位となっている。今後、単身高齢世帯や高齢夫婦世帯の急増が予測され、その要因として都内で働く「埼玉都民」といわれる人たちは、地域でのつながりが薄い人が多いといわれている。地縁や血縁の結びつきが薄れつつある今、高齢者が地域の中で孤立せずに安心して暮らしていくためには、早期に単身高齢者世帯の実態を把握し、現在236か所設置にされている地域包括センターの充実強化をはかるとともに気軽に立ち寄れる居場所づくりや地域での見守りを強化する等、一人にしない地域でのネットワークを構築すること。

Ⅷ. その他の政策

1. 県内すべての選挙における投票率向上に向けて、以下の施策を講ずること。
 - (1) 県民の選挙認知の向上に向けて、より一層広報活動を強化して、有権者へ投票行為参加への啓蒙をはかること。
 - (2) 特に新成人や20代・30代の投票率向上へ、企業・大学等と連携した取り組みをはかること。
 - (3) 駅・大型ショッピングセンター等、日常的に有権者が利用する施設へ期日前投票所を設置すること。

<要請の根拠>

連合埼玉が県内全市町村を対象に実施した「投票率向上への取り組み」調査では、多彩なアイデアが回答されたにもかかわらず、第17回統一地方選挙では、県議選の全国最低をはじめ過去最低を記録した。また、7月31日投・開票で実施された知事選でも、24.89%と全国最下位の過去最低を更新した。

- (1) 市町村議員選挙以外は、候補者宣伝カーの台数も少なく、選挙期間はもとより投票日すら認知されていない。ポスター等の掲示については、公営掲示板の隣に設置するなど、自然と目に付く場所を活用すべきである。
また、県外や市外へ通勤・通学している場合には、平日に不在のため地域の情報だけでは周知しきれない。県民の参政権の意識向上へ県の取り組み強化が求められている。
- (2) 過去の選挙結果から年代別投票率を見ると、20代30代の投票率が低迷している。小・中・高校での教育もあるが、選挙権のある若年層を対象に大学・専門学校や事業者（企業）と連携した投票促進への取り組みが求められている。
- (3) 期日前投票は居住地の役所が投票所になっているが、日常的に役所を訪れる有権者は少ない。県民の生活導線を考慮し、わざわざ出向かなくても日常的に訪れる施設での期日前投票所の開設が求められている。